
平成21年第6回玖珠町議会定例会会議録(第1号)

平成21年9月2日(水)

1. 議事日程第1号

平成21年9月2日(水) 午前10時開議(開会)

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定(議会運営委員長報告)
 - 第3 議長の諸般の報告
 - 第4 議案の上程(議案第77号から議案第93号並びに報告第2号から報告第4号)
 - 第5 町長の諸般の報告並びに提案理由の説明
 - 第6 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定(議会運営委員長報告)
 - 日程第3 議長の諸般の報告
 - 日程第4 議案の上程(議案第77号から議案第93号並びに報告第2号から報告第4号)
 - 日程第5 町長の諸般の報告並びに提案理由の説明
 - 日程第6 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
-

出席議員(15名)

1 番	佐藤左俊	2 番	尾方嗣男
3 番	菅原一	4 番	柳井田英徳
5 番	工藤重信	7 番	高田修治
8 番	宿利俊行	9 番	松本義臣
10番	清藤一憲	11番	江藤徳美
12番	秦時雄	13番	日隈久美男
14番	後藤勲	15番	片山博雅

16番 藤本勝美

欠席議員（1名）

6番 河野博文

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 小川敬文

議事係長 穴井陸明

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 後藤威彦

副町長 太田尚人

教育長 本田昌巳

総務課長 松山照夫

財政課長 帆足博充

地域力創造課長 河島広太郎

税務課長 帆足一大

福祉保健課長 日隈桂子

住民課長 横山弘康

建設課長兼
公園整備室長 梶原政純

農林業振興課長兼
農業委員会
事務局長

宿利博実

商工観光振興
室長 湯浅詩朗

水道課長 村口和好

会計管理者兼
会計課長 麻生太一

人権同和啓発
センター所長

飯田豊実

学校教育課長 穴本芳雄

社会教育課長兼
中央公民館長

大蔵順一

学校教育課参事兼
学校給食センター所長 野田教世

わらべの館館長

中川英則

行政係長 山本恵一郎

上程議案

議案第77号 玖珠町基金条例の一部改正について

議案第78号 玖珠町税特別措置条例の一部改正について

議案第79号 玖珠町小学校の設置に関する条例の一部改正について

議案第80号 平成21年度玖珠町一般会計補正予算（第3号）について

議案第81号 平成21年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第82号 平成21年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

議案第83号 平成21年度玖珠町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

議案第84号	平成21年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第85号	平成21年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第86号	平成20年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第87号	平成20年度玖珠町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第88号	平成20年度玖珠町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第89号	平成20年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第90号	平成20年度玖珠町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第91号	平成20年度玖珠町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第92号	平成20年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第93号	平成20年度玖珠町水道事業会計決算の認定について
報告第2号	平成20年度玖珠町一般会計継続費の精算報告について
報告第3号	平成20年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定について
報告第4号	平成20年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定について

午前10時00分開議(開会)

○議長（藤本勝美君） おはようございます。

開会に先立ちまして傍聴される皆様にお願ひします。会議中は静粛に願ひます。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持ち込みは禁止されていますので、ご協力願ひます。

本日の会議に遅刻、欠席の届けが提出されておりますので報告します。議員につきましては、6番河野博文君、公務出張のため欠席、15番片山博雅君、所用のため遅刻の届け出が提出されております。

ただ今の出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

地方自治法第113条の規定により、平成21年第6回玖珠町議会定例会は成立しました。

よって、ここに開会を宣言し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤本勝美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において

8番 宿 利 俊 行君

9番 松 本 義 臣君

の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議 長（藤本勝美君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長に、委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長清藤一憲君。

○議会運営委員長（清藤一憲君） 皆さんおはようございます。議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

平成21年第6回玖珠町議会定例会の開会にあたり、去る8月28日議会運営委員会を開催いたしました。今期定例会に上程されます議案につきまして、執行部の出席を求め、概略の説明をいただき、会期日程並びに議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、お手元にあらかじめ配付してあります日程表のとおり、本日9月2日から9月18日までの17日間といたしたいと思います。

今期定例会に上程されます議案は、条例の一部改正案件3件、平成21年度一般会計補正予算案件1件、平成21年度特別会計補正予算案件5件、平成20年度決算認定案件8件、報告3件であり、議会の意見を求められています。なお、今議会には請願・陳情の提出はありません。また、決算認定案件の8議案は、決算特別委員会を設置して審査の付託を行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

次に、本定例会の一般質問者は5名であります。したがって、一般質問は15日に5名の1日間で行いたいと思います。

なお、会期中に、追加議案として人事案件、契約案件の上程が予定されているとの報告を受けております。

どうか本定例会の慎重なるご審議と、議会運営の格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わります。

○議 長（藤本勝美君） お諮りします。

ただ今、議会運営委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、今期定例会の会期は、本日9月2日から9月18日までの17日間といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日9月2日から9月18日までの17日間と決定いたしました。

日程第3 議長の諸般の報告

○議長（藤本勝美君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

去る7月5日、現行の過疎法が失効する来年3月に向けて、新たな時代にマッチした新過疎法制定を目指す、県主催による新過疎法制定要求総決起大会に出席をいたしました。

また、7月9日、日出町において、平成21年度町村議会議員研修が開催されました。研修内容につきましては、議会運営の実務について、元全国都道府県議会議長会事務調査部長の野村 稔氏による実践的な議会運営の実務の講演が行われました。

8月21日、日出町において大分県町村議長会役員会が開催され、今後の町村議長会の運営について協議をいたしました。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 議案の上程（議案第77号から議案第93号まで）

○議長（藤本勝美君） 日程第4、議案の上程を行います。今期定例会に提出されました議案第77号から議案第93号までの17議案について、一括上程したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会に提出されました議案第77号から議案第93号までの17議案につきましては、一括上程することに決しました。

日程第5 町長の諸般の報告並びに提案理由の説明

○議長（藤本勝美君） 日程第5、町長に諸般の報告並びに提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤威彦君） おはようございます。

本日ここに平成21年第6回玖珠町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用中にもかかわらず、ご参集を賜りましたことありがとうございます。

今年の夏は、7月から豪雨、長雨と天候不順ではありましたが、お盆以降、天候も回復してまいりました。今では、残暑厳しい日が続いておりますが、朝夕、そして日中の風は、秋の訪れを感じさせてくれております。この時期に稲の取り入れ時期を間近に迎えておりますだけに、水稻の出来具合が気になるところであります。農水省の発表によりますと、全国的には、天候不順の影響で、平年並みかやや不良の不作傾向と予測されております。九州地域では、宮崎、鹿児島が平年並みとなっているほか、大分など5県はやや不良とされており、米農家にとっては思わしくない状況であります。これ

からの天候回復によって、いくらかでも生育が回復されることを願っているところであります。

さて、8月の30日の総選挙は、国民の審判もあり、皆さんご承知のとおりの結果となりました。今回の結果は、戦後日本の政治の大きな転換期になるであろうと論評されております。早い時期に特別国会が召集され、首班指名などの手続きが終えることと思います。従来ですと、この時期に各省庁の来年度概算要求も取りまとめられ、国民の前に明らかになるところでありますが、今回、政権交代ということになり、防衛、公共事業中心の政策から、福祉や教育などの政策転換へと予想され、それに伴い、本年度の予算の組み替えや来年度予算編成方針の再提示なども取沙汰されておるだけに、私も、中央の動向に留意し、情勢を見定めていく必要があろうと思っております。とは申しまして、町行政は一刻たりとも停止はできません。これまでの行政施策を粛々と取り組んでいく所存であります。

それでは、町政諸般の報告を申し上げます。

まず、パスポートの申請事務の受け入れについて報告します。

年間約300名前後の町民の方が、県のパスポートセンターや県振興局連絡所を通じてパスポートの申請を行っておりますが、このパスポート申請事務を、来年1月から本町においても受け入れることといたしました。パスポート申請事務は、いわゆる権限移譲の一環で受け入れるわけではありますが、当初は、県振興局連絡所の廃止を受けて、平成22年4月1日の受け入れを予定しておりました。しかし、町民の利便性を考えますときに、町民と最も接している町が、早い時期に申請事務を行うことが適当であるとして、住民課との関係各課と協議を経て3ヶ月ほど前倒しをして、来年1月から受け入れとなることにしました。今議会に、受け入れに必要な関連条例案と予算案を上程させていただいておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

子育て応援特別手当支給事業についてご報告いたします。

昨年度から、いわゆる経済対策で実施されました子育て応援特別手当を、引続き本年度も実施できる運びとなりました。これまでは、対象となる子が幼児教育期、すなわち小学校就学前の3年間に属する第2子以降の子どもさんが対象でありましたが、21年度版では、第1子も含まれるようになりました。また、そのほか変更点として、福祉施設に入所している子どもさんや里子に対する支給が認められたほか、DV被害者いわゆる家庭内暴力による被害者の支払いにつきましても、実施されるようになりました。支給金額の変更はなく、1人当たり3万6,000円となっており、本町の対象者は、約400名を予定しております。経済不況など厳しい社会経済情勢が続くだけに、本手当が幼児教育期の負担の軽減に寄与することは大いに期待するところであります。

なお、支給に関する基準日は10月1日となっており、支給受付は12月11日以降、体制が整い次第、始めていきたいと思っております。

健康福祉まつりについてご報告いたします。

毎年、玖珠町健康づくり推進協議会、玖珠町社会福祉協議会の共催で、町民への健康な町づくりイベントを開催しておるわけであります。今年は「心と体の癒しを求めて」を統一テーマに、日頃の健

健康管理から、現代社会におけるストレスや自殺、うつ対策を考える1年として、3つのイベントを計画しております。

まず、7月26日日曜日ではありますが、「健康福祉まつり」を開催し、悪天候の中、300名ものご参加をいただきました。様々な角度から癒しの体験づくりをいただき、心の健康づくりの大切さを感じていただきました。また、脳年齢、血管年齢の測定や体力測定などにより、参加者には、自分の生活を振り返るよい機会になったようであります。次回は、11月に講演会を、3月には、「われら現役大会」と、継続した取り組みを行い、町民の皆さんへ心の健康づくりの大切さを訴えていく計画であります。

次に、玖珠町消防団第2回火消し大会についてご報告します。

平成21年7月19日日曜日、午前9時より玖珠川河川敷協心橋上流側にて、第2回玖珠町消防団火消し大会が開催されました。消防団の競技大会といわれるものには、この火消し大会のほか、操法大会がございますが、この競技会は、操法大会以上に、実際の火災を想定した実践形式の大会となっております。競技の結果、ポンプ車の部の優勝は南部方面隊32部、小型ポンプ車の部は、優勝は西部方面隊54部という結果となりました。

次に、夏のイベントの最後を飾る地蔵講についてご報告いたします。

去る8月24日～25日、120年以上の歴史を誇る塚脇地蔵講が開催されました。身近な材料を使った見立て細工が、商店街を飾る塚脇地区の伝統行事であり、塚脇地区商店街では地蔵講をテーマにした町づくりを展開しております。今年の見立て細工は、11地区で作製されましたが、年々、見立て細工の骨組みや土を練って作る技術者が少なくなったと聞いております。今後とも塚脇地蔵講を守っていくために、その技術の伝承や後継者の育成が不可欠であろうと考えております。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、今定例会にご提案申し上げました議案について、順を追って提案理由の説明を申し上げます。

議案集の1ページをお開きください。

議案第77号、玖珠町基金条例の一部改正でございます。

本町には合計33の基金がございますが、今回新たに2種類の基金を加えたいと思います。1つは、一般旅券発給事務証紙購買基金であります。これは、先ほど報告いたしましたように、来年1月1日から事務を取り扱いますので、パスポート申請事務に必要な大分県証紙の売りさばきに資金が必要なため基金を設けるものであります。

もう1つの基金は、ジャンボこいのぼりの管理基金でございます。これは、平成19年の4月に破損いたしましたジャンボこいのぼりを、町民の協力を得て再生するため、実行委員会を立ち上げ、寄附金を募ったところ、町内外から総額496万8,313円もの浄財をいただきました。この資金を基にジャンボこいのぼりを作製したわけでありまして。昨年の国体ホッケー会場や、今年の童話祭河川敷会場においてお披露目をいたしておりますが、本年7月、実行委員会から町に対して、こいのぼりと寄附金

の残金156万7,969円が寄附されております。ジャンボこいのぼりに魅せられた町内外の多くの方々のご意思を大事にしなければなりません。したがって、この寄附金を元に、これからジャンボこいのぼりの維持管理の経費とするため、今回、この基金を設置することといたしました。

2ページをお開きください。

議案第78号は、玖珠町税特別措置条例の一部改正であります。

この条例は、玖珠町への農業系の企業進出を促すために、農畜産物の設備を新設又は増設した者に対して、支援措置として、固定資産税の不均一課税の適用を行うため条例の改正を行うものであります。なお、こうした税制上の支援措置のほか、農畜産物のブランド化や生産流通などの農・工・商の連携を強化するために、県や玖珠九重農協と連携をし、農畜産物ブランド確立協議会を設立し、更に玖珠町の農業の振興を図ってまいります。

議案集4ページをお開きください。

議案第79号は、玖珠町小学校の設置に関する条例の一部改正であります。

玖珠町立片草小学校は、平成12年度から休校とする一方で、不登校や問題行動児などの相談業務を行う、教育相談センター「わかくさの広場」を開設し現在に至っております。本校の施設の処分については、休校しておりましたが、今回、国や県の指導により、本校を廃校処分とするものでございます。廃校処分とするにあたり、地域の方々と協議を行い、今回の手続きを行うものでございます。

次に、議案第80号は、平成21年度玖珠町一般会計補正予算（第3号）でございます。

補正予算書は別冊となっております。

補正予算の1ページをお開きください。

一般会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,015万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ93億4,172万1,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正であります。歳入につきましては、国庫支出金、繰入金等が主なものになりまして、国庫支出金は1億2,275万8,000円の増額となり、補正後の額は16億5,897万4,000円であります。このほか、臨時交付金事業に伴う町負担分につきましては、繰入金を5,395万5,000円増額いたしまして、補正後の額は4億2,576万4,000円となっております。

4ページをお開きください。

4ページの歳出につきましては、臨時交付金などの国の一時補正予算に伴う事業が主なものとなりまして、農林水産業費は、農地有効活用支援整備事業等によりまして3,542万円の増額となっております。補正後の額は13億2,555万4,000円となっております。

5ページをお開きください。

教育費につきましては、学校太陽光発電整備等により1億6,552万5,000円を増額しまして、14億4,817万1,000円としております。

7ページをお開きください。

7ページの第2表 継続費補正であります、民生安定施設整備事業（玖珠自治会館建設事業）を増額補正するものでございます。工事監督業務委託料の追加が主な理由でございます。

8ページをお開きください。

8ページの第3表 地方債補正につきましては、臨時交付金事業等に伴う財源として計上したものでございます。主なものは林道整備事業でありまして、充当予定でありました臨時交付金を他の事業に充当するため、地方債で対応するものでございます。

続きまして、歳入の補正について、主なものについてご説明を申し上げます。

予算書の12ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入では国庫支出金、繰入金等が主なものでございまして、15款2項1目、総務費国庫補助金1,402万7,000円につきましては、地域活性化・公共投資臨時交付金を計上したものでございます。

13ページをお開きください。

15款2項7目、教育費国庫補助金7,169万5,000円の増額は、学校太陽光発電整備の補助金や学校パソコン整備の補助金等を計上したものでございます。

14ページをお開きください。

19款1項1目、繰入金5,395万5,000円は、臨時交付金事業の実施に伴う地域振興基金の繰り入れが主なものでございます。

15ページをご覧ください。

20款1項1目、繰越金4,884万6,000円につきましては、平成20年度決算の剰余金の決定によりまして、その一部を計上したものでございます。

22款1項、町債につきましては、地域活性化・公共投資臨時交付金事業の実施に伴う財源調整のため増減を行ったものでございます。

次に、歳出であります、18ページをお開きください。

歳出の補正につきましては、臨時交付金事業などの国の一時補正予算に伴う事業が主なものでございます。2款1項9目、広域行政費1,064万2,000円の減額につきましては、人事異動に伴うもの及び繰越金による調整によるものとなっております。

21ページをお開きください。

4款2項2目、塵芥処理費3,697万9,000円の増額は、塵芥車車庫改築工事等を計上したものでございます。

23ページをお開きください。

6款1項5目、農地費2,071万2,000円の増額につきましては、農地有効利用支援整備事業費等を計上したものでございます。国の一時補正予算により、国から大分県土地改良事業団連合会が交付を受けて町が補助金を受け入れ、有害鳥獣防止施設の整備等を行うものでございます。

28ページをお開きください。

8款5項1目、住宅管理費1,568万9,000円の増額につきましては、町内一円の耐震改修促進計画の策定業務委託料等を計上したものでございます。

29ページをお開きください。

9款1項4目、消防防災費1,029万6,000円は、全国瞬時警報システムの導入費でありまして、国からの情報を町が受けて、数秒で各戸へ発信するシステムとなっております。

10款1項2目、事務局費1億3,717万6,000円につきましては、学校に太陽光発電設備を設置するものや、教育用パソコンの購入内容を見直したことにより、増額計上したものでございます。

32ページをお開きください。

11款1項1目、耕地災害復旧費4,429万4,000円につきましては、6月及び7月の豪雨被害の災害復旧事業費でありまして、水路等の施設被害が17件、農地被害が15件、農道等の被害が7件となっております。

33ページをご覧ください。

11款2項1目、道路橋梁災害復旧費1,439万6,000円につきましても、6月及び7月の豪雨による河川7件、道路3件の災害復旧費を計上したものでございます。

14款1項1目、予備費でございますが、災害復旧費の早急な対応や、女性がん検診事業の早期実施に伴う準備経費に充用した予備費の執行済額が765万1,000円となりましたので、増額補正するものでございます。

以上が一般会計補正予算（第3号）の主なものでございます。

次に、議案第81号は、平成21年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

補正予算書（第2号）は同じく別冊となっております。

補正予算の1ページをお開きください。

国民健康保険事業特別会計補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,864万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億6,204万円とするものでございます。今回の補正は、老人保健拠出金や介護保険納付金の確定等に伴う減額補正であり、それに伴い基金繰入金を調整したものであります。なお、詳しい内容についての説明は省略させていただきます。

次に、議案第82号は、平成21年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第1号）でございます。

簡易水道特別会計補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ299万4,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,919万8,000円とするものでございます。主な内容は、水道管布設替工事に伴う増額補正であります。歳入については、繰越金の減額に伴い、繰入金等で調整するものでございます。

次に、議案第83号は、平成21年度玖珠町老人保健特別会計補正予算（第1号）であります。

補正予算書は同じく別冊となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

老人保健特別会計補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ458万2,000円とするものでございます。主な内容は、過年度精算交付金の額の確定などに伴う調整でございます。詳細については、省略させていただきます。

次に、議案第84号は、平成21年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。補正予算書は同じく別冊となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の保険事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,439万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億596万円とするものでございます。

今回の補正は、繰越金の額の確定に伴い、歳出では基金積立金を計上するものでございます。

同じく第2条、サービス勘定において既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,177万4,000円とするものでございます。これも同じく過年度繰越金の額の確定によるものでございます。内容についての説明は省略させていただきます。

次に、議案第85号は、平成21年度玖珠町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。補正予算書は同じく別冊となっております。

予算書の1ページをお開きください。

後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,809万5,000円とするものでございます。これも同じく過年度繰越金の額の確定に伴う調整でございますので、詳しい内容は省略させていただきます。

次に、議案集に戻っていただきたいと思います。

議案集の5ページをお開きください。

議案第86号は、平成20年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定でございます。この決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。一般会計歳入歳出決算書は別冊となっております。

5ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度の一般会計の歳入でございますが、82億3,170万7,827円、前年度に比べまして、金額で2億4,780万7,115円、率にして2.9%の減となりました。

9ページをお開きいただきたいと思います。

歳出につきましては、76億7,374万8,781円、前年度に比べまして3億9,103万170円、率にして4.8%の減となりました。

歳入歳出の決算上の剰余金は、歳入歳出差引残額で5億5,795万9,046円となりました。

決算書の164ページをお開きいただきたいと思います。

財政構造につきまして、まず形式収支であります、歳入歳出差引額は5億5,795万9,000円の黒字であります。この形式収支から、今年度21年度に繰り越します明許費の一般財源2億4,228万7,000円を差し引いた実質収支は、3億1,567万2,000円の黒字となっております。

財政構造に関しましては、別冊の平成20年度決算における主要な施策の成果及び予算の執行実績報告書をご覧いただきたいと思います。

白表紙の報告書の95ページをお開きください。

(5)の性質別歳出の表の一番右下に財政構造の弾力性を示す経常収支比率が示されております。87.2%になっております。前年度が88.3%でありましたので、1.1%改善されたということになります。改善された要因といたしましては、経常収支比率の分子となります経常経費充当一般財源のうち、人件費、公債費が減少したことと、分母となります経常一般財源のうち、普通交付税が増額したことが、経常収支比率の改善となった主なものであります。このように、平成20年度の決算は、人件費の削減や経費の削減などにより健全な財政運営を行うことができたところでございます。最終年となりました集中改革プランの着実な実施と歳入の積極的な確保により、財政難を乗り越えて健全な財政運営に向けて努力してまいりたいと考えているところでございます。

次に、議案集に戻りまして6ページをお開きください。

議案集の6ページの議案第87号から12ページの議案第93号までにつきましては、いずれも一般会計以外の特別会計及び企業会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。各特別会計の決算書は、薄紫の冊子に、平成20年度歳入歳出決算書 特別会計と表記したものにまとめてございます。また、企業会計決算書につきましては、白表紙の別冊となっております。具体的な内容の説明については、省略させていただきたいと思います。

以上が、今定例会に提案申し上げました議案17件についての提案理由でございます。

続いて、報告がでございます。議案集の13ページをご覧いただきたいと思います。

報告第2号、平成20年度玖珠町一般会計継続費の精算報告でございます。

本報告は、地方自治法施行令第145条第2項の規定によりまして、平成20年度玖珠町一般会計継続費精算報告書を調整いたしましたもので、これを報告するものでございます。

内容は、玖珠駐屯地周辺障害対策事業の池の原でございまして、平成19年度から平成20年度までの2カ年事業としておりまして、全体計画事業費5,329万6,000円に対しまして、実績は5,249万3,494円となっております。

次に、同じく議案集の14ページをお開きいただきたいと思います。

報告第3号は、平成20年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定についてでございます。

本報告は、財政健全化法第3条第1項の規定によりまして、平成20年度決算に基づく健全化判断比率を報告いたすものでございます。まず、実質赤字比率でございますが、一般会計と住宅新築資金等貸付事業特別会計を対象として、実質赤字額の標準財政規模に対する比率となりますが、実質赤字額

はなしということになっております。算定上は、実質黒字額によりマイナス6.51%という数値になっております。連結実質赤字比率につきましては、国民健康保険事業特別会計等のすべての会計を対象として、実質赤字額の標準財政規模に対する比率を算定することになりますが、実質赤字額はなしということになっております。算定上は、実質黒字額によりマイナス12.92%という数値になっております。

それから実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率となり、8.9%となりました。実質公債費比率は、平成17年度の決算から算定が行われ、平成17年度決算は10.3%、平成18年度決算では10.0%、平成19年度決算では9.6%でありましたので、平成20年度決算につきましても引続き改善されているところであります。

将来負担比率につきましては、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を算定するものでございます。数値といたしましては、赤字は算定されないこととなりまして、黒字の算定としましてマイナス11.9%となっております。

次に、同じく議案集の15ページをお開きいただきたいと思います。

報告第4号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定についてでございます。

本報告は、地方財政健全化法第22条第1項の規定によりまして、平成20年度決算に基づく簡易水道特別会計及び水道事業会計の資金不足比率を報告するものでございます。資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率を示すものでございます。

まず、簡易水道特別会計の資金不足比率でございますが、資金不足額はなしということになっております。算定上資金不足比率はマイナス0.3%となっております。

次に、水道事業会計でございますが、こちらも資金不足はなしとなっております。算定上資金不足比率はマイナス174.0%となっております。

以上で報告を終わります。

以上、条例一部改正案3件、平成21年度補正予算案6件、平成20年度歳入歳出決算認定案8件の計17議案を上程いたしました。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本定例会の会期中に追加議案を提案させていただく予定でございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上で行政諸般の報告並びにご提案申し上げました議案についての提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤本勝美君） 町長の諸般の報告並びに提案理由の説明を終わります。

日程第6 委員会の継続審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○議長（藤本勝美君） 日程第6、委員会の継続審査の結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を

行います。

基地対策特別委員会の報告を求めます。

基地対策特別委員会委員長佐藤左俊君。

○基地対策特別委員会委員長（佐藤左俊君） おはようございます。

基地対策特別委員会報告（閉会中）

平成21年第4回玖珠町議会定例会において、基地対策特別委員会に閉会中の継続審査の付託を受けた件につきまして、その結果を報告します。

平成21年7月17日、九州防衛局及び西部方面総監部に基地周辺対策事業の推進、日出生台演習場の自然環境保持や各種演習時における安全対策、並びに演習場及び玖珠駐屯地周辺の障害防止対策などについての陳情を執行部とともに行ないました。

8月18日執行部出席のもと、基地対策特別委員会を開催しました。

1、防衛専用道路について

執行部より、「議会及び戦車道沿線地区特別協議会役員と協議を行ない、防衛省から提案のあった環境調査を進めていただくことを防衛省側に要望した。また、全線の防衛専用道新設の早期実現を、今後ともねばり強く要望していきたい。」との報告がありました。

委員より、「引き続き障害の緩和がされない地域に重点を置き、防衛専用道路の早期実現と障害の解消に向けた要望をしていくことが望ましい。」との意見が出されました。

2、防衛省への町及び議会による合同陳情について

本年度の防衛省への陳情について、執行部より「衆議院選挙後、陳情の時期等について議会と協議しながら決定したい。」との説明を受け、委員より「玖珠駐屯地隊員の増員や新規部隊の配置などの内容も要望の中には含まれている。町の強い意向を国に伝えるため、特別委員会委員全員での陳情活動にする必要があるのではないか。」との意見が出されました。

3、榴弾破片飛散事案について

執行部より、「6月1日、役場会議室にて防衛省から『事案の原因究明には至っていないが、203ミリの訓練は中止している。』との報告を受けた。また、高橋・仲田・相の迫・田代地区が提出した安全対策等3項目の要望の再回答があったが、今回の回答内容も抜本的な解決策とは言えないため、国に対して前向きな取り組みをお願いしたい。」との報告がありました。

4、在沖縄米海兵隊実弾射撃演習について

執行部より、「演習の詳細についての国からの連絡はないが、計画どおり実弾射撃訓練が実施される予定である。町として安全・安心対策に万全を期したい。」との報告がありました。

委員会としては、基地問題の対応について執行部とともに、問題解決に向けて努力することを確認し、本委員会は引き続き継続審査とすることに決しました。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 基地対策特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、高校再編問題特別委員会の報告を求めます。

高校再編問題特別委員会委員長日隈久美男君。

○高校再編問題特別委員会委員長（日隈久美男君） 高校再編問題特別委員会報告（閉会中）

平成21年第4回玖珠町議会定例会において、高校再編問題特別委員会に閉会中の継続審査の付託を受けた件につきまして、その結果を報告します。

平成21年6月25日、特別委員会を開催し、6月1日に両町で協議して決定した『県への再要望と県との話し合い』について協議しました。

今後の両町での取り組みのあり方について、玖珠郡PTAを含めた玖珠郡の組織の立ち上げを前提として、両町特別委員会正副委員長会議を開催することを決定しました。

7月16日、両町正副特別委員長会議を開催し、『玖珠郡高校教育を考える会（仮称）』の発足に向けた7者協議（両町長、両町教育長、両町議会、郡PTA）の開催を決定しました。

8月19日、「高校再編玖珠郡関係者意見交換会」を玖珠町役場にて開催しました。

両町6者と郡PTA役員で協議した結果、『（仮称）玖珠郡高校教育を考える会』発足の時期等を含めた、玖珠郡での今後の取り組みのあり方について、両町議会と玖珠郡PTAが調整して、話を進めていくことを決定しました。

委員会としては、高校再編問題の対応について、執行部とともに問題解決に向けて努力することを確認し、本委員会は引続き継続審査とすることに決しました。

○議 長（藤本勝美君） 高校再編問題特別委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

14番後藤 勲君。

○14番（後藤 勲君） 14番後藤でございます。

委員長にお尋ねいたしますが、大変「玖珠郡高校教育を考える会」発足ということは、必要なことだなあと私も思っております。そこでですね、まだ発足なされてないからどうかなあと思うんですけども、この会の発足の目的ですね、目的は、この委員会報告で感じさせていただきますと、6月25日に協議した、県への再要望ということを強く推し進めていくために発足させるということが一つの目的かなあと思うんですけども、もう一つ、この報告の中で、発足の時期等を含めた、玖珠郡での今後の取り組みのあり方について話を進めていくという報告がありますので、私は、この目的の中にですね、存続両高校、玖珠農業高校と森高校がですね、存続するためのなにか取り組みを具体的にしていって何か考えがあるのかなというふうに思わせていただいているわけですが、といいますのは、現在、今年もそうでしたけれども、両高校とも定員割れというのが続いております。この定員割れというのを何とか止めていかなければならないわけですが、そのことの取り組み等々を、この「玖珠郡の教育を考える会」でしていこうとかいうような活動の中の取り組みを、今考えられておるのかどうかということをひとつお尋ねをしてみたいなというふうに思っております。

また、そういう取り組みがしようという考えがあるということであればですね、早く発足をして、具体的にもう取り組んでいかないと遅くなるなというふうに思いますので、その発足の時期ですね、をどのくらいぐらいに考えておられるのか。その2点をお尋ねしたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 日隈久美男君。

○高校再編問題特別委員会委員長（日隈久美男君） 後藤議員の質問にお答えします。

まず、最初に、郡PTAと「考える会」を立ち上げるということは、両町議員の委員会で請願を提出ということで当初なりましたが、議員からの議員への請願は、これは駄目だということで、じゃあ議員は請願を出されないということで、じゃあ玖珠郡PTA会を、PTAの郡Pを交えて郡Pから出していただこうと。それで、校地につきましては、両校地でなくして、今は、森校ということで特別委員会としては校地をお願いしているところであります。今後の取り組みにつきましては、早急にですね、考える会とまた特別委員会の中で話し合いを持ってですね、委員会を設置して、新たにですね、考える会にどのように参画していくか。郡PTAの考え方といたしましては、校地はどちらでもよいと。それでも、今後の将来性を見たときに、より良い環境づくりをやってくれというような申し出がありましたので、早急にですね、「玖珠郡今後を考える会」を発足させようということに現在なっております。

○議長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

14番後藤 勲君。

○14番（後藤 勲君） 14番後藤です。ありがとうございます。

先日、ある町民から、電話でこういう質問がありました。考えを述べていただきました。「玖珠郡の教育問題は、玖珠郡の高校の問題はどうなっちゃうんか」と、「あんただちは、町もそうじゃけど、あんただち議会も何をしようんか。いっすん私たちにはその活動の内容が見えんけどが、そんなことでいいんか。」ちゅて、ちょっとお叱りの意見を述べていただいたんですけれども、「いや、私たちも取り組んでおります」と、「また、町や議会だよりでも載せて、皆さんにお知らせはしておりました。」ということも述べておりますが、町民の皆さんもですね、非常にこの問題は関心を持っておる、これはもうご承知のとおりですけれども、だから意見としてですね、やはりもっと町民の皆さんにお知らせする方法を考えて、委員会の方ですね、考えていただきたいなというふうに思いますので、そのことを申し上げて終わります。

○議長（藤本勝美君） 日隈委員長。

○高校再編問題特別委員会委員長（日隈久美男君） 貴重な意見ありがとうございました。今後はですね、できるだけ皆さんに分かりやすく、広報等を通じて伝えていきたいと思います。

○議長（藤本勝美君） ほかにありませんか

（なし）

○議長（藤本勝美君） 高校再編問題特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、インター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員会の報告を求めます。

インター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員会委員長松本義臣君。

○インター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員会委員長（松本義臣君） インター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員会報告（閉会中）

平成21年第4回玖珠町議会定例会において、インター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員会に閉会中の継続審査の付託を受けた件につきまして、その結果を報告します。

8月10日執行部出席のもと、第10回特別委員会を開催いたしました。

1. インター前ふれあい広場について

（1）5月22日以降の経緯、営業開始2ヶ月間の運営状況、来訪者サンプル調査等。

①経過について

5月29日「道の駅 童話の里くす」オープン式典、営業開始

6月29日、福岡県有明海海苔共販漁協と初会合

7月1日、組合員の追加募集開始（7月末まで）

7月1日、営業時間の変更（夏時間等の調整）

8月4日、来訪者数サンプル調査

8月5日、津久見市農協・漁協と初会合

随時 レストランメニューの開発

②運営開始2ヶ月間の運営状況

レジ通過者数は6月2万3,555人、7月1万5,788人であり、売上概算額は6月2,300万1,000円、7月1,483万6,000円、合計3,783万7,000円であり、必要経費を控除した収支概算額は486万1,000円であります。また、部門別組合数は当初累計285人から34人増の319人となりました。

③来訪者サンプル調査結果（営業時間8時から18時）

平日の8月4日来訪者は974人、自動車は545台。

日曜日の8月9日来訪者は2,393人、自動車は907台であり、推計すると日曜日の来訪者数は、平日の約2.5倍、日曜日の来訪台数は平日の1.7倍、平均乗車人員は平日で約1.8人、休日で2.6人です。

（2）今後の取り組みについて

①出荷組合員への生産指導、品質管理及びハウス導入推奨、②テナントコーナーの直営化並びに新メニューの開発、③イベント企画による集客、④組織の法人化、⑤景観のための外構関連工事等を実施など、今後検討し、取り組みたいとの報告がありました。

質疑応答の主なものは次のとおりです。

（問）組合員の追加募集は常時するのか。また、九重町の吊り橋の時は、玖珠町民は除外された。

九重町、日田市の業者は入っていないか。

（答）7月中に募集したが、現在はストップしている。JA組合員は認めているが、日田市の業者

は入ってない。

(問) 販売品の出荷数、品数が少ない。また、特色がない。リーフレットが少ない。「玖珠」のコーナーを充実してもらいたい。

(答) 品数が少ない点については、今後様子をみて出荷者と協議をしていく。玖珠町の観光パンフレットを活用したいのだが、予算面で厳しい。

(問) 駐輪場に軽自動車がいつも駐車している。パーキング看板を大きくし、注意すべきだ。

(答) 今後注意していく。

(問) 観光協会の理事会で発言しているが、なぜ、観光協会は町の情報発信基地としての当駅に入らないのか。

(答) 観光協会の意思があるのだろうが、駅の機能もあるので利用していきたい。また、観光の質を高めたい。個別の事業も宣伝していきたい。

(問) 当初から駅に観光協会が入るべきで、話がなかったから入らないのではおかしい。協会は駅に入るべきで観光協会との協議はどうなったのか。

(答) ある程度、形がとれば入ってもらうようお願いしている。スタッフ1名、将来的には1〜2名で入ってもらいたいと考えている。

(問) 町とJA、また、観光協会とも連携が取れていない気がする。玖珠の産品づくりの指導体制が無い。きめ細かな体制が必要と思われる。また、生鮮食品は当日限りの出品である。最良の品物を出品販売してほしい。町外者の協力も必要だが、町内者の協力がより必要だ。

(答) いろいろな問題点もあるが、1件ずつ解決していきたい。また、JA、観光協会とも協議し調整していきたい。

(問) インフォメーションの機能を果たしていない。

(答) 情報発信コーナーは設置している。常時、人がいるのが望ましいが協会が入ってくれるのがよい。今後検討していく。

(問) 直売所の入口ドアは自動にできないか。また、レストランとの間仕切りを開放すべきだ。

(答) 国の補助事業のため、今すぐの改修は無理だが今後様子をみたい。

(問) 特産物である豊後牛を玖珠牛として、販売はまだできないか。

(答) 玖珠での生産量が少ない。今後、年末にかけて、もう1社の出荷が考えられる。

(問) オープンして2ヶ月経過したが、6月の入場人員、7月の入場人員では減少している。大きな要因は。

(答) 5月末の分も6月の入場人員に入っているが、天候も左右される要因と思われる。1日100万円の売り上げを目指したい。

また、委員から

- ・同じ農産物の価格設定は価格崩れにならないよう協議会で検討すべきだ。
- ・出荷者への販売状況をメールで知らせてくれるのは大変良いことだ。今後、時間帯を検討して

ほしい。等の意見が出されました。

2. 運動公園の進捗状況について

平成21年第4回定例会以降、特に進展はないが、5月22日以降の経過について報告がありました。

7月13日、工事審査委員会を開催

8月3日、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」）の方式による入札・入札広告開始（内容閲覧期間は15日間）

8月4日から8月19日特定建設工事共同企業体の登録

8月25日、開札のスケジュールで進んでいる。

質疑応答の主なものは次のとおりです。

（問）玖珠町建設業協会から請願が提出されているようだが、町長の考えはどうか。

（答）共同企業体の資格条件として、構成員数は2者とする。構成員の資格で「代表構成員」は大分県内に建設業法に基づく、主たる営業所（本店）があること。「その他の構成員」は玖珠町内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること等であります。また、土木工事格付はA級に格付されていること。大分県内にA級格付は約50社あり、その内上位20社を「その他の構成員」が選びながらJV（共同企業体）を組織する（上位20社とは総合評価点970点以上）。町内業者では、A級が3社、B級が5社あり、計8社の共同企業体ができる可能性がある。

（問）造成工事のみの入札か。

（答）造成工事である。

（問）最低制限価格は決めているのか。

（答）低入札価格調査基準価格を設定する。

本委員会としては、インター前ふれあい広場及び運動公園建設に関する諸問題を調査検討し、問題解決のため引続き継続審査とすることに決しました。

○議長（藤本勝美君） インター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員会委員長報告に対する質疑はありませんか。

14番後藤 勲君。

○14番（後藤 勲君） 今後の取り組みについての中でございますけれども、（問）の観光協会の理事会が発言しているが、なぜ、観光協会は町の情報発信基地としての当駅に入らないのか等々の問いかけですけれども、（答）に、ある程度、形がとれば入ってもらうようお願いしている。スタッフ1名、将来的には1～2名で入ってもらいたいと考えているとありますけれども、これは従業員として入ってもらうというような答えのように受け取られるんですけれども、そのようなお答えであったのか。

といいますのは、問いかけの観光協会は町の情報発信基地としての当駅に入らないのかという問いかけは、私自身は観光協会は独自で活用している、道の駅をですね、独自で活用していく上において

入っていくというニュアンスに聞こえるんですけども、そうでなくて、答えとしては、執行部の方で、執行部といいますか協議会の方といいますか、の方は従業員としてですね、観光協会のメンバーを1人か2人か入れようというふうに考えておられるのですか。その辺をちょっとどうかなということとで質問させていただきます。

○議長（藤本勝美君） 松本委員長。

○インター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員会委員長（松本義臣君） これ従業員じゃではございません。ここの回答はですね、観光協会としての職員ということで入ってくるということでございますので、そこの駅の従業員ということではないということを決めました。以上です。

○議長（藤本勝美君） ほかにございませんか。14番後藤 勲君。

○14番（後藤 勲君） 非常に道の駅が頑張っておられるというのは、報告で分かるんですけども、問いや答えではないんですけども、従業員のですね研修といいますか、そこのへんがちょっと報告では見えないんですけども、従業員の研修をどのようなことでやっておられるのかとかいうようなことは、話の中では、委員会の中では全くなかったんでしょうか。非常に私は従業員の研修というのは重要だなというふうに思っておるものですから、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 松本委員長。

○インター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員会委員長（松本義臣君） 私も同感でございまして、中でもそういった話もございました。しかし、今日は主な質疑ということでございまして、そこは一応省かせてもらっておりますが、今後そういった研修等もですね、支配人の方にぜひやってほしいというような要請をしております。以上です。

○議長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） インター前ふれあい広場・運動公園問題調査検討特別委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で継続審査の報告並びに委員長報告に対する質疑を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。

明日3日は、議案質疑といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、明日3日は議案質疑とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年9月2日

玖 珠 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員